



県章

# 滋賀県公報

令和元年（2019年）  
9月27日  
第42号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次（※印は、県例規集に登載するもの）

### ○ 告 示

- ※口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報の一部改正（県民活動生活課） ..... 1
- 保安林の指定施業要件の変更（森林保全課） ..... 1
- 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更予定に係る揭示の要旨（森林保全課） ..... 2
- 通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る揭示の要旨（森林保全課） ..... 2
- 道路区域の変更（道路課） ..... 3
- 道路の供用開始（道路課） ..... 3
- 入札参加者に必要な資格等（監理課） ..... 3

### ○ 公 告

- 国土調査の成果の認証公告（県民活動生活課） ..... 4
- 公共測量実施公告（監理課） ..... 4
- 令和元年経営事項審査等実施公告（監理課） ..... 5
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告（都市計画課） ..... 7
- 一般競争入札の公告（道路課、警察本部会計課） ..... 7
- 落札者決定の公告（教職員課） ..... 13

### ○ 病 院 事 業 庁 公 告

- 随意契約の相手方決定の公告 ..... 14

## 告 示

### 滋賀県告示第175号

平成7年滋賀県告示第466号(口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報)の一部を次のように改正する。  
令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

表高等技術専門校普通職業訓練普通課程（高等学校卒業者等を対象とする課程）推薦入校選考試験の項および高等技術専門校普通職業訓練普通課程（高等学校卒業者等を対象とする課程）一般入校選考試験の項中「生産システム制御科およびコンピュータ制御科」を「メカトロニクス科」に改める。

#### 付 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 高等技術専門校普通職業訓練普通課程（高等学校卒業者等を対象とする課程）推薦入校選考試験および高等技術専門校普通職業訓練普通課程（高等学校卒業者等を対象とする課程）一般入校選考試験のうち、この告示の施行の日以後に入校しようとする者に対して実施する入校選考試験に係る開示請求は、同日前においても、改正後の表の規定の例により行うことができる。

### 滋賀県告示第176号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。  
令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市大久保字向山731、731-1
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

-----  
**滋賀県告示第177号**

平成30年滋賀県告示第525号で告示した保安林の指定施業要件の変更予定について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、当該森林の所有者および当該森林に関し登記した権利を有する者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市布勢町字鳩ヶ峯1、字善ヶ谷2-1、字牛房谷3、字水晶谷4、字焼尾5-1
- 2 通知の内容の要旨 平成30年滋賀県告示第525号のとおり

-----  
**滋賀県告示第178号**

平成30年農林水産省告示第76号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市鍛冶屋町字東山303、304
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第76号のとおり

-----  
**滋賀県告示第179号**

平成30年農林水産省告示第414号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を長浜市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 長浜市西浅井町中字谷海2-1、2-2、2-5、2-15、2-16、4、13-3、14-2、14-3
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第414号のとおり

-----  
**滋賀県告示第180号**

令和元年農林水産省告示第400号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を甲賀市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 甲賀市信楽町神山字嶽側1108

から1111まで

2 通知の内容の要旨 令和元年農林水産省告示第400号のとおり

-----  
**滋賀県告示第181号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和元年9月27日から令和元年10月11日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 道路の種類 | 路線名  | 道路の区域                   |         |                                 |       | 備考                    |
|-------|------|-------------------------|---------|---------------------------------|-------|-----------------------|
|       |      | 区間                      | 変更の前後の別 | 敷地の幅員                           | 延長    |                       |
| 国道    | 307号 | 蒲生郡日野町大字日田字樋之口274番1地先から | 変更後     | 最小<br>11.6m<br>）<br>最大<br>17.3m | 95.5m | 占用工事（う回路設置）に伴う道路区域の変更 |
|       |      | 蒲生郡日野町大字日田字樋之口416番地先まで  | 変更前     | 最小<br>9.6m<br>）<br>最大<br>12.7m  | 95.5m |                       |

-----  
**滋賀県告示第182号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和元年9月27日から令和元年10月11日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

| 路線名    | 供用開始の区間   | 供用開始の年月日 | 備考      |
|--------|---|----------|---------|
| 国道307号 | 蒲生郡日野町大字日田字樋之口274番1地先から<br>蒲生郡日野町大字日田字樋之口416番地先まで | 令和1.9.30 | L=95.5m |

-----  
**滋賀県告示第183号**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条および滋賀県特定調達契約の建設工事等に係る競争入札参加者の資格審査等に関する要綱（平成8年滋賀県告示第171号。以下「要綱」という。）の規定に基づき、滋賀県が発注する特定建設工事に係る一般競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 申請できる建設工事の種類 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事のうち鋼構造物工事
- 2 申請をする者に必要な要件 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、この告示をした日の前日（以下「審査基準日」という。）において次に掲げる要件を全て満たしている者とする。
  - (1) 鋼構造物工事業に係る特定建設業の許可を有する者であること。
  - (2) 法第27条の23第1項に規定する経営事項審査を受けており、その審査結果（審査基準日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）における鋼橋上部工事に係る総合評定値を有すること。

## 3 申請書類および配布開始時期

(1) 入札参加資格の審査の申請をしようとする者は、特定調達契約競争入札参加資格審査申請書に次に掲げる書類を添付し、持参により申請すること。

ア 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（2(2)の要件を満たすことを証するものに限る。）の写し

イ 鋼橋上部工事に係る工事経歴書（アの通知書「完成工事高」欄に記載のある基準決算以前の決算に対応するものに限る。）

ウ 支店等から参加する場合にあっては、委任状および営業所一覧表

エ 建設業許可証明書（審査基準日において、発行後3か月以内のものに限る。）の写し

(2) 配布開始時期 令和元年9月27日（金）午前9時

4 申請書類の受付期間 令和元年9月30日（月）から同年10月25日（金）まで（滋賀県の休日を定める条例（平成元年滋賀県条例第10号）第1条に規定する県の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

5 申請書類の配布および受付場所 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県土木交通部監理課審査契約係 電話 077-528-4116

6 申請書類に使用する言語 日本語

7 一般競争入札に参加することができない者 要綱第2条第2項各号のいずれかに該当する者

8 資格審査の項目 平成20年国土交通省告示第85号第1に定める項目

9 資格審査の結果 申請者には、特定調達契約競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有すると認められる者には、特定調達契約競争入札参加資格者名簿に登録する。

10 資格の有効期間 決定した資格を通知した日から令和2年3月31日までとする。

## 公 告

## 国土調査の成果の認証公告

東近江市（種町の一部）における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 東近江市
- 2 調査を行った時期 平成28年7月から平成31年3月まで
- 3 成果の名称 東近江市（種町の一部）の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 東近江市（種町の一部）
- 5 認証年月日 令和元年9月18日

## 国土調査の成果の認証公告

東近江市（上羽田町の一部）における国土調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 調査を行った者の名称 東近江市
- 2 調査を行った時期 平成28年7月から平成31年3月まで
- 3 成果の名称 東近江市（上羽田町の一部）の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 東近江市（上羽田町の一部）
- 5 認証年月日 令和元年9月18日

## 公共測量実施公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東近江市長 小椋 正清から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量
  - (1) デジタル撮影 地上画素寸法10センチメートル
  - (2) 同時調整 レベル1000、1378モデル
  - (3) 写真地図作成 レベル1000
- 2 作業の地域 東近江市、近江八幡市、蒲生郡日野町、竜王町、愛知郡愛荘町
- 3 作業の期間 令和元年9月6日から令和2年3月27日まで

#### 令和元年経営事項審査等実施公告

建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第19条の6第1項および第21条の2第1項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法等を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の24第1項の登録経営状況分析機関が建設業法施行規則第19条の2第1項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い、行うものとする。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 申請日および受付場所
  - (1) 申請の受付は、決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。
  - (2) 新たに経営事項審査申請等しようとする者（個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。）は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から令和元年12月23日（月）までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。
  - (3) 主たる営業所を滋賀県に有し建設業に係る国土交通大臣の許可を有する者ならびに組織変更および承継をした者については、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課が指定した日時および場所において受付を行う場合がある。
- 2 申請の受付方法
  - (1) 平成30年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月（決算月）ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。
  - (2) 新たに経営事項審査申請等しようとする者（個人業者または法人業者の別および決算期の別を問わない。）、決算期変更が生じた者、組織変更後第1期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。
  - (3) 主たる営業所を滋賀県に有し建設業に係る国土交通大臣の許可を有する者で(1)および(2)に該当しないものならびに組織変更および承継をした者は、予約等について滋賀県土木交通部監理課に問い合わせること。  
予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。  
専用電話番号 077-527-5678  
電話予約の受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり（閉庁日を除く。）とする。
- 3 公告に関する問合せ先 滋賀県土木交通部監理課建設業係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4114

別表 令和元年経営事項審査申請等受付時期（対象：令和元年5月～令和元年9月決算法人）

| 審査対象者<br>所在市・郡                   | 法人<br>個人 | 審査基準月<br>(決算月) | 申 請 日                         | 受 付 場 所         | 新規申請者、決算期変更の生じた者等の電話<br>予約受付期間（閉庁日を除く午前9時から午後<br>5時まで（正午から午後1時までを除く。）） |
|----------------------------------|----------|----------------|-------------------------------|-----------------|--|
| 大 津 市                            | 法人       | 令和元年5月、6月      | 令和元年11月13日(水)、14日(木)          | 大津合同庁舎7階7B会議室   | 令和元年10月11日(金)～令和元年11月6日(水)   |
|                                  |          | 7月             | 令和元年11月28日(木)                 | 大津合同庁舎5階5A会議室   | 令和元年10月28日(月)～令和元年11月21日(木)  |
|                                  |          | 8月             | 令和元年12月3日(火)                  |                 | 令和元年11月1日(金)～令和元年11月26日(火)   |
|                                  |          | 9月             | 令和元年12月19日(木)、20日(金)          | 大津合同庁舎7階7B会議室   | 令和元年11月19日(火)～令和元年12月12日(木)  |
| 草 津 市<br>守 山 市<br>栗 東 市<br>野 洲 市 | 法人       | 令和元年5月         | 令和元年11月5日(火)                  | 南部合同庁舎本館4階4A会議室 | 令和元年10月4日(金)～令和元年10月29日(火)   |
|                                  |          | 6月、7月          | 令和元年11月19日(火)、20日(水)          |                 | 令和元年10月18日(金)～令和元年11月12日(火)  |
|                                  |          | 8月             | 令和元年12月2日(月)                  |                 | 令和元年11月1日(金)～令和元年11月25日(月)   |
|                                  |          | 8月、9月          | 令和元年12月17日(火)、18日(水)          |                 | 令和元年11月15日(金)～令和元年12月10日(火)  |
| 甲 湖 市<br>賀 南 市                   | 法人       | 令和元年5月、6月      | 令和元年11月15日(金)、18日(月)          | 甲賀合同庁舎1階1A会議室   | 令和元年10月15日(火)～令和元年11月8日(金)   |
|                                  |          | 7月             | 令和元年11月26日(火)                 |                 | 令和元年10月25日(金)～令和元年11月19日(火)  |
|                                  |          | 8月、9月          | 令和元年12月9日(月)                  |                 | 令和元年11月8日(金)～令和元年12月2日(月)  |
| 近 江 八 幡 市<br>東 近 江 市<br>蒲 生 郡    | 法人       | 令和元年5月、6月      | 令和元年11月8日(金)、11日(月)、12日(火)    | 東近江合同庁舎3階3C会議室  | 令和元年10月8日(火)～令和元年11月1日(金)  |
|                                  |          | 7月             | 令和元年11月27日(水)                 |                 | 令和元年10月25日(金)～令和元年11月20日(水)  |
|                                  |          | 8月             | 令和元年12月4日(水)                  |                 | 令和元年11月1日(金)～令和元年11月27日(水)   |
|                                  |          | 9月             | 令和元年12月10日(火)、11日(水)          |                 | 令和元年11月8日(金)～令和元年12月3日(火)  |
| 彦 根 市<br>愛 知 郡<br>犬 上 郡          | 法人       | 令和元年5月         | 令和元年11月6日(水)                  | 湖東合同庁舎1階1C会議室   | 令和元年10月4日(金)～令和元年10月30日(水)   |
|                                  |          | 6月、7月          | 令和元年11月21日(木)、22日(金)          |                 | 令和元年10月21日(月)～令和元年11月14日(木)  |
|                                  |          | 8月             | 令和元年12月5日(木)                  |                 | 令和元年11月5日(火)～令和元年11月28日(木)   |
|                                  |          | 9月             | 令和元年12月16日(月)                 |                 | 令和元年11月15日(金)～令和元年12月9日(月)   |
| 長 浜 市<br>米 原 市                   | 法人       | 令和元年5月、6月      | 令和元年10月30日(水)、31日(木)、11月1日(金) | 湖北合同庁舎1階第1会議室   | 令和元年9月30日(月)～令和元年10月23日(水)   |
|                                  |          | 7月             | 令和元年11月25日(月)                 |                 | 令和元年10月25日(金)～令和元年11月18日(月)  |
|                                  |          | 8月             | 令和元年12月6日(金)                  |                 | 令和元年11月6日(水)～令和元年11月29日(金)   |
|                                  |          | 9月             | 令和元年12月13日(金)                 |                 | 令和元年11月13日(水)～令和元年12月6日(金)   |
| 高 島 市                            | 法人       | 令和元年5月、6月      | 令和元年11月7日(木)                  | 高島合同庁舎2階2A会議室   | 令和元年10月7日(月)～令和元年10月31日(木)   |
|                                  |          | 7月、8月          | 令和元年11月29日(金)                 |                 | 令和元年10月29日(火)～令和元年11月22日(金)  |
|                                  |          | 9月             | 令和元年12月12日(木)                 |                 | 令和元年11月12日(火)～令和元年12月5日(木)   |

---

**都市計画変更の図書の写しの縦覧公告**

守山市が令和元年9月27日に変更した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

**図書の縦覧場所**

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

---

**都市計画変更の図書の写しの縦覧公告**

米原市が令和元年9月27日に変更した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

**図書の縦覧場所**

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

---

**一般競争入札の公告**

近江八幡守山線補助道路整備工事に係る工事請負契約について、次のとおり特定調達契約に係る総合評価方式による一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6および第167条の10の2第6項の規定により公告する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

**1 入札に付する事項等**

- (1) 工事名 令和元年度 第A206-56号 近江八幡守山線補助道路整備工事
- (2) 工事場所 守山市川田町
- (3) 工事概要 施工延長 331m  
橋梁上部工（鋼6径間連続非合成少数钣桁橋） 一式
- (4) 工期 契約成立の日より5日以内の日から令和5年3月28日まで
- (5) 予定価格 落札決定した後に速やかに公表する。なお、不調の際には非公表とする。
- (6) この入札は、競争入札参加資格の確認申請時に技術提案に関する資料を受け付け、入札価格以外の評価項目と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札である。詳細は、入札説明書による。この工事は、「週休2日チャレンジ型工事（発注者指定方式）」である。
- (7) この入札は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式による入札とする。詳細は、入札説明書および特記仕様書による。

**2 入札に参加する者に必要な資格 入札参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす単体あるいは特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。**

- (1) 入札参加を希望する単体または共同企業体の全ての構成員は、次に掲げる要件の全てを満たす者であること。
  - ア 施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - イ 入札参加者に必要な資格等（令和元年滋賀県告示第183号）に規定する資格を有すると認められて、滋賀県特定調達契約入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
  - ウ 客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の(㉠)から(㉣)までのいずれかに該当する者でないこと。
    - (㉠) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
    - (㉡) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
    - (㉢) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
    - (㉣) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者

- (オ) 銀行取引停止処分がなされている者
- エ 入札参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの期間に滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- オ 特定建設業（鋼構造物工事業）の許可を有する者であること。
- カ この競争入札に関し、他の単体または他の共同企業体の構成員でないこと。
- キ この工事に係る設計業務の受託者と資本または人事面において関連がある者でないこと。
- ク 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する者でないこと。
- (ア) 役員等（競争入札に参加しようとする者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員をいい、当該競争入札に参加しようとする者から県と取引上の一切の権限を委任された代理人を含む。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる者
- (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- (ウ) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (エ) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していると認められる者
- (オ) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ケ この公告の日（以下「公告日」という。）において調査基準価格を下回った価格をもって単独で契約した滋賀県発注工事（公社、事業団を除く。）で施工中の工事が2件以上ないこと（「施工中の工事」とは、落札決定から目的物の引渡しまでの工事をいう。）。ただし、優良な工事成績を有する者は、この限りではない（「優良な工事成績を有する者」とは、公告日の属する年度の前年（1月から12月まで）の工事成績が全て70点以上の者をいう。）。なお、共同企業体により施工した工事ならびに随意契約および単価契約による工事は、「施工中の工事」および「優良な工事成績」に含まない。
- コ 公告日以前3か月において、滋賀県発注の鋼橋上部工事について評定点60点未満の成績評定通知を受けた者でないこと。
- (2) 単体で入札参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書（公告日において有効であり、かつ、最新のものに限る。）における鋼橋上部工事の総合評定値が1,200点以上であること。
- イ 公告日の前日から起算して前15年以内の期間に、次に掲げる要件を満たす工事（公告日の前日までに引渡し完了したものに限る。以下「対象工事」という。）を単体または共同企業体の構成員（出資比率が20%以上の者に限る。）として元請契約し、完成させた施工実績を有すること。ただし、民間（電力10社、高速道路6社および旅客鉄道6社を除く。）の工事は、実績として認めない。
- (ア) 道路橋（歩道橋を除く。）であること。
- (イ) 橋梁形式が鋼橋の連続橋であること。
- (ウ) 橋長が165m以上であること。
- (エ) 橋梁上部工の製作および架設が一体の工事であること。
- (オ) 上記(ア)から(エ)までの要件は、同一工事であること。
- ウ 次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を当工事現場（工場製作の現場を除く。）に専任で配置できること。
- (ア) 建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく適正な資格を有すること。
- (イ) 対象工事（ただし、イ(エ)の製作部分を除く。）に主任技術者または監理技術者として、現場架設の着工の日から完了の日まで従事した経験を有すること。
- (ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有するとともに、監理技術者講習修了証の交付を受けていること。
- (3) 共同企業体で入札参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 自主的に結成された共同企業体であること。
- イ 構成員は、2者であること。
- ウ 経営の形態は、共同施工方式であること。
- エ 1構成員の出資比率は30%以上であること。



- (4) 共同企業体の代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 出資比率が他の構成員を上回っていること。
  - イ 経営規模等評価結果通知書および総合評定値通知書(公告日において有効であり、かつ、最新ののものに限る。)における鋼橋上部工事の総合評定値が1,200点以上であること。
  - ウ 公告日の前日から起算して前15年以内の期間に、対象工事を単体または共同企業体の構成員(出資比率が20%以上の者に限る。)として元請契約し、完成させた施工実績を有すること。ただし、民間(電力10社、高速道路6社および旅客鉄道6社を除く。)の工事は、実績として認めない。
  - エ 次に掲げる要件を満たす主任技術者または監理技術者を当工事現場(工場製作の現場を除く。)に専任で配置できること。
    - (ア) 建設業法に基づく適正な資格を有すること。
    - (イ) 対象工事(ただし、(2)イ(エ)の製作部分を除く。)に主任技術者または監理技術者として、現場架設の着工の日から完了の日まで従事した経験を有すること。
    - (ウ) 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有するとともに、監理技術者講習修了証の交付を受けていること。
- (5) 共同企業体の構成員(代表構成員を除く。)は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- ア 公告日の前日から起算して前15年以内の期間に、対象工事を単体または共同企業体の構成員(出資比率が20%以上の者に限る。)として元請契約し、完成させた施工実績を有すること。ただし、民間(電力10社、高速道路6社および旅客鉄道6社を除く。)の工事は、実績として認めない。
  - イ 建設業法に基づく適正な主任技術者を当工事現場(工場製作の現場を除く。)に専任で配置できること。
- (6) この工事に係る技術提案書を提出し、その内容が適正であること。なお、技術提案書の作成に当たっては、本説明書、入札説明書(別紙-1)、特記仕様書および図面等を参考とすること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次に示す書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。
- 必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。
- (1) 単体で入札参加する場合に必要な書類 入札参加資格確認申請書(以下「単体申請書」という。)、2(2)の要件を満たしていることを証明する書類および誓約書
  - (2) 共同企業体で入札参加する場合に必要な書類 共同企業体入札参加資格確認申請書(以下「JV申請書」という。)、建設工事共同企業体協定書の原本、共同企業体に関する委任状、2(3)から(5)までの要件を満たしていることを証明する書類および誓約書
- 4 総合評価に関する事項
- (1) 落札者の決定方法 入札参加者は、入札価格、技術提案書をもって入札に参加し、次に掲げる要件のいずれにも該当する者のうち、(2)の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。なお、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。
    - ア 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
    - イ 評価値が標準点を予定価格で除した数値に対して下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適正であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
  - (2) 総合評価の方法 詳細は、入札説明書および入札説明書(別紙-1)による。
  - (3) 技術提案書の採否
    - ア 技術提案書の採否については、入札参加資格の確認の通知と併せて通知する。
    - イ 期限までに技術提案書の提出がない者および技術提案書の内容が適正でない者は、この入札に参加することができない。
  - (4) 技術提案の履行に関する事項 受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定を減じる。詳細は、入札説明書(別紙-1)による。なお、技術提案書に記載された内容に対する履行状況について、特に悪質と認められる事由がある場合は、契約違反として取り扱う場合がある。
- 5 入札手続
- (1) 担当部局

ア 入札、契約等に関する事項 滋賀県土木交通部監理課審査契約係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号  
電話 077-528-4116

イ 仕様、図面等に関する事項 滋賀県土木交通部道路課建設係 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電  
話 077-528-4145

(2) 入札説明書等の交付

ア 期間 令和元年9月27日(金)から同年12月20日(金)まで(滋賀県の休日を定める条例(平成元年滋賀県条例  
第10号)第1条に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午  
から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)イに示す部局

ウ 方法 電子データをCD-ROM形式で交付する。なお、受領に当たっては、交付するCD-Rに替わるC  
D-Rを提出すること。

(3) 単体申請書またはJV申請書および入札参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出

ア 期間 令和元年9月30日(月)から同年10月25日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正  
午から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)アに示す部局

ウ 方法 持参による。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出

ア 期間 令和元年9月30日(月)から同年10月25日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正  
午から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)アに示す部局

ウ 方法 持参による。

(5) 技術提案書の提出

ア 期間 令和元年9月30日(月)から同年10月25日(金)まで(休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正  
午から午後1時までを除く。)

イ 場所 (1)アに示す部局

ウ 部数 正本1部

エ 方法 持参による。

オ 作成および提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(6) 入札参加資格の確認

ア 入札参加者に必要な資格に関する事項を審査し、その結果は、令和元年11月22日(金)付けで申請者宛てに郵  
送により書面で通知する。

イ 提出期限までに(3)から(5)までに定めるところにより必要な書類を提出しない者または入札参加資格がないと  
認められた者は、この入札に参加できない。

(7) 入札および開札の日時等

ア 日時 令和元年12月23日(月)午前10時

イ 場所 大津市松本一丁目2番1号 大津合同庁舎5階5A会議室

ウ 入札書の提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)とし、他の方法による提出は、受け付けない。

エ 郵便入札の取扱い 郵便入札にあつては、「近江八幡守山線補助道路整備工事入札書在中」と記載した封筒に  
封緘し、令和元年12月20日(金)午後4時までに滋賀県土木交通部監理課審査契約係(〒520-8577 大津市京町  
四丁目1番1号)に必着のこと。

オ 積算内訳書の提出

(ア) 入札書に記載される入札価格に対応した積算内訳書を入札書と同時に提出すること。なお、郵便入札にあ  
つては、入札書と同封し送付すること。

(イ) 積算内訳書の様式は、別に定める様式を使用すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

(2) 入札保証金 入札金額(入札価格に消費税および地方消費税相当額を加えたものをいう。以下同じ。)の100分  
の5以上を納付すること。ただし、利付国債の提供または知事が確実と認める金融機関の保証をもって入札保証  
金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、または知事が確実と認める金融機関も  
しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する

保証事業会社をいう。)の契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。入札保証金の金額等(国債の総額、知事が確実と認める金融機関の保証に係る保証金額および入札保証保険に係る保険金額を含む。以下同じ。)は入札金額(税込み)の100分の5以上とする。なお、期限までに入札保証金の納付等(入札保証金の納付に代わる担保としての国債または知事が確実と認める金融機関の保証の提供および入札保証金の全部が免除される入札保証保険契約の締結または知事が確実と認める金融機関もしくは保証事業会社(以下「金融機関等」という。)の契約保証の予約を含む。以下同じ。)を行わない者および入札保証金の納付等に係る書類(以下「書類」という。)を提出しない者ならびに入札保証金の金額等が入札金額(税込み)の100分の5に満たない者または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額が入札金額(税込み)に満たない者もしくは保証金額が見積金額(税込み)の100分の10に満たない者は、入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。

なお、本入札は低入札価格調査制度を適用し、低入札価格調査を受け落札者となった者と契約するときの契約保証金の金額は落札価格の10分の3以上となるので、金融機関等の契約保証の予約を選択するには留意すること。

ア 提出期間、場所および方法 5(4)のとおり

イ 増額変更 令和元年12月20日(金)の正午まで1回に限り認める。なお、増額変更は当初納付した入札保証金の金額または金融機関等の契約保証の予約に係る契約希望金額もしくは保証金額の2倍以内に限る。

ウ 減額変更 認めない。

エ 保証期間 令和2年3月31日(火)まで

オ その他

(7) 入札保証金の納付等に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(イ) 提出期間内に入札保証金の納付等がない場合は、入札参加資格がないものとみなす。

(3) 契約保証金 落札価格の10分の1以上を納付すること。ただし、落札価格の10分の1以上に相当する利付国債の提供、保証事業会社または金融機関の保証をもって納付に代えることができる。また、落札価格の10分の1以上に相当する債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結または債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付した場合は、契約保証金の納付を免除する。また、低入札価格調査基準価格を下回る金額であったため、調査対象工事となり、調査の結果、落札者となった者と契約するときの契約保証金については、落札価格の10分の3以上とする。また、請負人の債務不履行等により契約解除に至った場合(滋賀県建設工事請負契約約款(平成8年滋賀県告示第221号)第44条)の違約金については請負金額の10分の3とする。

(4) 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

ア 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第199条の規定に該当する入札

イ 単体申請書あるいはJV申請書または資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 滋賀県建設工事等入札執行要領および公告に示した入札に関する条件に違反した入札

(5) この工事に係る入札は、低入札価格調査制度を適用する。

(6) 契約の締結

ア この工事の契約については、滋賀県議会の議決を要するため、議決までの間は仮契約とし、議決を得たときに契約が成立するものとする。

イ 落札者の決定後、この工事の契約が成立するまでの間において、落札者または落札者を構成する共同企業体の構成員が、次に該当することとなった場合は、契約を締結しない。

(7) 2(1)ア、ウ、オまたはクに掲げる要件を満たさなくなった場合

(イ) 滋賀県建設工事等入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けた場合

(ウ) 建設業法第28条第3項または第5項の規定による営業停止の処分を受けた場合

ウ 契約書作成の要否 要

エ 落札者は、落札決定の日以後7日以内(契約担当者が特別の理由があると認めるときは、指定の期日まで)に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(7) 支払条件

ア この工事は、工期に相当する年度の債務負担行為で、支払年度区分を設ける。

イ 前金払の有無 有

ウ 中間前金払の有無 有

エ 部分払の有無 有

(8) この工事は、令和2年度債務負担行為につき、令和2年度以降に係る支払いは各年4月1日以降とする。

なお、支払年度区分額の割合は次のとおりであるが、予算の都合により変更することがある。

令和元年度 約30パーセント

令和2年度 約30パーセント

令和3年度 約30パーセント

令和4年度 約10パーセント

(9) 詳細は、入札説明書による。

#### 7 Summary

(1) Object of the contract : The construction work of the Metal Bridge, Principal local road Omihachiman-Moriyama line

(2) Submission deadline for application forms and relevant documents to confirm eligibility : October 25, 2019, at, 4 : 00 p.m. Japan time

(3) Opening of bids : December 23, 2019, at 10 : 00 a.m. Japan time (Bids submitted by mail must be received by 4 : 00 p.m. Japan time on December 20, 2019)

(4) For further information, contact : Public Road Management Division, Department of Public Works and Transportation, Shiga, prefectural Government, 4 - 1 - 1 Kyomachi, Otsu-shi, Shiga, 520-8577, Japan, TEL +81-77-528-4145

#### 一般競争入札の公告

滋賀県警察自動車運転免許証 I C 化システムの借入契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品名および数量 滋賀県警察自動車運転免許証 I C 化システム(搬入設置作業および保守を含む。) 一式
- (2) 借入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 借入期間 令和2年6月1日(月)から令和7年5月31日(土)まで
- (4) 設置場所 仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(平成31年滋賀県告示第46号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のように登録されている者であること。  
ア 営業種目 大分類: 役務 中分類: リース・レンタル  
イ 地域要件 問わない。

新たに入札参加資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。なお、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 借入期間中、借入物品に係る修理、部品供給等を行う体制が整備されている者であること。

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、次の(1)から(3)までに示すとおり必要とする書類を提出し、この入札に参加する資格を有するかどうかの審査を受けること。必要とする書類を期限までに提出しなかった者または入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

- (1) 必要とする書類 入札参加資格確認申請書
- (2) 提出期限 令和元年10月31日(木)午後5時まで
- (3) 提出場所 滋賀県警察本部警務部会計課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号

#### 4 入札執行の日時、場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所および問合せ先 滋賀県警察本部警務部会計

課用度係 〒520-8501 大津市打出浜1番10号 電話 077-522-1231（内線 2263）

- (2) 契約条項を示す期間 令和元年9月27日（金）から同年10月31日（木）まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (3) 入札説明書の交付方法 入札説明書は、(1)に示す場所または郵送により交付する。なお、郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。
- (4) 入札説明会 行わない。
- (5) 入札書の受領期限 令和元年11月7日（木）午後5時まで
- (6) 開札の日時および場所 令和元年11月8日（金）午前10時30分 滋賀県物品・役務電子調達システムによる。

#### 5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則（平成7年滋賀県規則第92号）の規定による。
- (2) 入札金額は、総賃貸借料の総額を記載すること。詳細については入札説明書による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。

7 契約書の作成の要否 要

8 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
- (2) 虚偽の申請を行った者のした入札

9 落札者の決定方法 この公告に示した業務を履行できると滋賀県が認めた入札参加者であって、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

10 支払条件 前金払および部分払は行わない。

11 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

12 その他必要事項

- (1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書には、委任状の受任者欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。
- (2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときには、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年滋賀県告示第80号）に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (5) その他詳細は、入札説明書による。

#### 13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased : Shiga Prefectural Police Driver' s License Making To IC System, 1 set
- (2) Deadline for tender : 10 : 30, November 8, 2019
- (3) For further information, contact : Finance Division, Police Administration Department, Shiga Prefectural Police Headquarters, 1 - 10 Uchidehama, Otsu-shi, Shiga 520 - 8501 Japan TEL 077 - 522 - 1231 (Extension 2263)

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により公告する。

令和元年9月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

1 委託業務名および数量 滋賀県教職員人事給与等総合システム再構築・運用保守業務委託 一式

- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県教育委員会事務局教職員課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4536
- 3 落札者を決定した日 令和元年9月17日(火)
- 4 落札者の氏名および住所 株式会社オーイーシー 代表取締役社長 加藤健 大分県大分市東春日町17番57号
- 5 落札金額 74,580,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 総合評価一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和元年7月26日(金)

### 病 院 事 業 庁 公 告

#### 随意契約の相手方決定の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定したので、滋賀県病院事業庁の物品等または特定役務の調達の特例を定める規程(平成18年滋賀県病院事業庁規程第19号)第13条の規定により公告する。

令和元年9月27日

滋賀県病院事業庁長 宮 川 正 和

- 1 委託業務名および数量 小児保健医療センター等新築設計業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県病院事業庁経営管理課 守山市守山五丁目4-30 電話 077-582-5852
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和元年8月28日(水)
- 4 随意契約の相手方の氏名および住所 株式会社内藤建築事務所 京都府京都市左京区田中大堰町182番地
- 5 随意契約に係る契約金額 224,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第6号の規定による。